

第5章

人と自然が共生するまちをつくる

- 第1節 自然環境の保全
- 第2節 生活環境の保全
- 第3節 循環型社会の構築
- 第4節 環境学習の推進

第1節 自然環境の保全

現状と課題

緑豊かな森林や那珂川の清流は、地域が誇りとする大切な資源であり、緑・清流・田園が織りなす景観は、「日本の原風景」ともいうべき魅力ある風景です。

しかし、農林業の低迷や後継者不足などで森林や農地の荒廃が進行していることから、新たな農林業の担い手をどう確保し、森林や農地をどう保全していくかについて共通理解を図る必要があります。

また、当町の中央を南流する那珂川は東日本有数の天然鮎の遡上を誇り、その支流や山間の沢及び農業用水路にも数多くの魚類や水生昆虫が生息しています。これらの生態系を保全するには、乱開発の防止、ごみや産業廃棄物の適正な処理、動植物の保護などについて、町民と事業者と行政が一体となって取り組んでいかなければなりません。

今後は、この豊かな自然環境の保全と多様な生態系の保護に努め、それらに対する施策を展開していく必要があります。

基本方針

豊かな自然環境の保全に向け、環境への負荷低減などに取り組み、「美しい自然と共生するまち」の実現を目指します。

施策

○環境基本計画後期計画に基づく安全安心なまちづくりの推進

- ◆「那珂川町環境基本計画後期計画」に基づき、豊かな自然環境とともに歩むまちを目指して、計画的に自然環境の保全対策の推進を図ります。

○自然環境の保全

- ◆「那珂川町土地利用調整基本計画」等に基づき、土地利用の適正な誘導を図ります。

○森林の保全

- ◆林業施策における新たな林業の担い手を確保し、森林の育成を図ります。
- ◆木の駅プロジェクトの推進により、山林の美化及び、再生エネルギーの有効活用を図ります。

○農地の保全

- ◆農業施策における遊休農地の多面的利用を推進し、農地の荒廃防止を図ります。

○水辺の保全

- ◆小川、池、農業用水堀などを、町の美しい癒しの観光資源として発展させ、水辺環境がもつ環境保全機能を十分に配慮し、その美化に努めます。

指 標

成 果 指 標	基 準 (H27)	目 標 (H32)	長期目標 (H37)
新規就農者数／年間【再掲】	1 人	3 人	5 人



木の駅集積所

第2節 生活環境の保全

現状と課題

町では、公共下水道への加入及び浄化槽の設置を推進していますが、実質的な生活排水処理人口普及率は58.6%であり、年2回行っている、河川等の水質検査においては、環境基準を超える地点もあることから、さらなる公共下水道への接続や浄化槽の設置を促すとともに、引き続き河川等の水質検査を実施し、水質の保全に努める必要があります。

また、住民や事業所等による道路・河川の清掃活動が行われていますが、車中からのポイ捨て等により道路周辺にごみが散乱している場所が見受けられるため、運転者等のマナー向上の啓発が必要です。ごみの不法投棄については、生活環境や自然環境の破壊につながることから、監視体制の充実と強化を図る必要があります。

最近、多くの方がペットを飼うようになり、飼育のマナーや責任が求められていることから、引き続きマナーの徹底や啓発活動が必要です。

なお、北沢地区に不法投棄された廃棄物については、これを適正処理するため、現在県営管理型最終処分場の建設計画が進められています。

基本方針

身近な環境や景観の保全などに取り組み、安全安心で「潤いと安らぎのあるまち」の実現を目指します。

施策

○生活環境の保全

- ◆「那珂川町環境基本計画後期計画」、「那珂川町一般廃棄物処理計画」に基づき、生活環境の保全を推進します。

○生活雑排水の適正処理

- ◆河川等の水質の保全を図るため、公共下水道への加入促進と浄化槽の設置を推進します。
- ◆河川等の水質の把握に努めます。

○廃棄物処理の指導強化

- ◆一般廃棄物と産業廃棄物の適正処理について、企業・町民への啓発指導及び

不法投棄防止監視体制の強化を図ります。

○地域環境の保全

- ◆大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音・振動・悪臭の公害防止体制の強化を図ります。
- ◆企業との連携を密にして、公害防止のため、各種規制基準を遵守するよう指導体制の強化に努めます。
- ◆広報やケーブルテレビ等を活用し、正しいペットの飼い方や不法投棄防止等の啓発活動を行います。

○環境の美化

- ◆不法投棄の禁止や環境美化運動などを推進します。

○ごみの分別収集

- ◆「分別収集計画」に基づき、ごみの分別について周知徹底を図ります。
- ◆ごみステーションを計画的に整備し、ごみの分別収集を推進します。

○不法投棄物の適正処理

- ◆不法投棄された産業廃棄物の適正処理について、県営最終処分場建設を推進し、解決を図ります。

指 標

成 果 指 標	基 準 (H27)	目 標 (H32)	長期目標 (H37)
生活排水処理人口普及率【再掲】	58.6%	64.0%	69.0%
不法投棄件数／年	48件	43件	38件
環境美化活動参加人数／年	3,272人	3,500人	4,000人



環境美化運動

第3節 循環型社会の構築

現状と課題

本町における年間の一般廃棄物排出量は、人口減少に応じ減少傾向にありますが、一人あたりの年間排出量は増加していることから、住民の生活スタイルが大量消費型のままであることが伺えます。可燃ごみの増加は、二酸化炭素の排出増加にもつながり、地球温暖化を加速させることとなります。住民一人ひとりが環境に配慮した生活を実践し、ごみの減量化を図ることが、地球環境にも大きな影響を及ぼすことから、4Rを推進し、資源やエネルギーなどの無駄や浪費をなくし、ごみを限りなくゼロにしていく「ゼロ・ウェイスト」に取り組むとともに、再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの実行など、環境に配慮する、環境負荷の少ない社会を構築する必要があります。

基本方針

一人ひとりが限りある資源を大切にした生活スタイルへの転換と再生可能エネルギーの利用を推進し、「循環型社会を目指すまち」の実現を図ります。

施策

○循環型社会の構築の推進

- ◆「那珂川町環境基本計画後期計画」に基づき、計画的な循環型社会の構築を推進します。
- ◆大量消費型の生活を見直し、ごみの分別やリサイクル品を再利用することにより、4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）を推進します。
- ◆環境破壊につながるエネルギー資源の浪費をなくし、資源リサイクル化や省エネルギーの推進、新エネルギーの導入促進を図ります。
- ◆家庭生活や事業活動の中で、エネルギーの利用を最小限度に抑えることを推進します。
- ◆地球温暖化防止対策として、再生可能エネルギーの導入や省エネ・省資源型のライフスタイルへの転換及び、町内資源の利活用を推進します。
- ◆小型家電リサイクル法に基づき使用済電子機器等の回収を推進します。

指 標

成 果 指 標	基 準 (H27)	目 標 (H32)	長期目標 (H37)
一人あたりのごみ年間排出量	291kg	262kg	236kg
低炭素まちづくり推進設備等導入事業費 補助金交付件数/年	0件	85件	85件



小川福祉センター防災型太陽光発電施設

第4節 環境学習の推進

現状と課題

本町は豊かな自然に恵まれ、那珂川の清流、そして多くの指定文化財や埋蔵文化財があります。

町内の各小中学校での環境教育の統一を図るため、環境教育用小冊子を作成・配布し、授業等で活用しています。また、小学校においては、牛乳パック資源化運動が実施されており、少しずつ環境への意識づけが図られています。

各育成会やボランティア団体等においても、環境学習会開催奨励金制度を活用した、環境学習会を開催し、地域での活動も推進されてきています。

今後は、環境活動の中心となる人材の発掘や育成・養成を行う、人材育成奨励金制度の活用を推進し、実践的な指導が行えるリーダー等の育成を推進していく必要があります。

基本方針

環境教育や環境学習等の充実、環境行動の実践に向け、各種の支援、連携体制を整え、それぞれの役割分担で協働し、「環境について考え行動するまち」の実現を目指します。

施策

○環境学習の推進

- ◆「那珂川町環境基本計画後期計画」に基づき、計画的な環境学習の推進を図ります。
- ◆環境教育用小冊子を継続して配布するとともに、全小中学校で牛乳パック資源化運動が実施できるよう努めます。
- ◆各団体での環境学習会の開催を支援するとともに、環境活動の中心となる人材育成を推進します。



環境教育用小冊子

指標

成果指標	基準 (H27)	目標 (H32)	長期目標 (H37)
環境学習会開催奨励金制度の活用 団体数／年	5団体	8団体	10団体
牛乳パック資源化運動取組学校数／年	4校	5校	5校